

論説

子どもの権利擁護の観点からみた 司法面接について

飛 田 桂

- 第1 はじめに
- 第2 司法面接とは
- 第3 被害者が子どもである場合の刑事手続きの在り方
- 第4 代表者聴取等により得られた供述の信用性の議論について
- 第5 司法面接等を利用した子どもの二次被害防止
- 第6 その他の制度的検討について
- 第7 総括

第1 はじめに

本稿は、筆者が、アメリカでの視察¹、日本での司法面接トレーニング研修の受講及び修了²、そして、子どもの被害者代理人弁護士や児童相談所非常勤弁護士としての活動、NPO 法人神奈川子ども支援センターつなぐの活動などを通じて培ってきた実務感覚を基礎に、子どもが被害者となる刑事手続、とりわけ虐待や性犯罪事件において、諸外国において使われている司法面接の制度等をどのように組み込むべきかを試論したものである。

筆者は、児童虐待や学校問題等の子ども関係の法律業務を扱う弁護士であり、こういった業務に7年程度携わり、子ども達に伴走してきた。司法面接や刑事司法についての専門的な研究者ではなく、個人的な見解が前提となる部分もあるが、子どもの権利擁護に資する司法面接についての議論の呼び水になれば幸甚である。

第2 司法面接とは

1 「司法面接的手法」

(1)三機関連携による子どもの事情聴取 2015年から、警察、検察、児童相談所の三機関が連携して、三機関（場合によっては二機関のみ）が、子どもから事情を聴取する、いわゆる協同面接や代表者聴取³といった聴取方法の工夫の取り組み（以下「代表者聴取等」という。）が始まった⁴。

代表者聴取等は、証拠価値の高い正確な供述を得る目的で、子どもの負担を軽減し、被暗示性・被誘導性への配慮をした聴取を実施するべく、諸外国における司法面接（forensic interviewing）の面接手法を参考に行っている。

(2)司法面接(forensic interviewing)

ア 定義

司法面接（forensic interviewing）とは、「裁判所の審理など、法的な場を使用するための被害者または証人から情報を収集する手段」（“Forensic Interviewing: A Primer for Child Welfare Professionals”⁵ 以下「ファクトシート」という。）と定義づけられたり、「子どもが虐待された疑い、若しくは暴力を目撃した事案において、事実中心に情報を集めるために、児童の発達を十分に考慮し、なおかつ、法律的にも間違いのない面接方法のことを指している。この面接は、研修を経て面接技術を備えた、中立的な立場の専門職が、広くは捜査という過程の一段階として、調査研究からの知見と実践から積み上げられた技術を用いて行う」⁶（“Child Forensic Interviewing: Best Practices”⁷ 以下「ベストプラクティス」という。）と定義づけられ

ている。

司法面接 (forensic interviewing) は、アメリカやイギリスにおいて、捜査や調査における子どもからの事情聴取について、研究、開発され、その後全世界に広がった制度である。アメリカにおいては当初、子どもの精神保健や治療的な側面から議論されていたが、1980年代に児童への性的虐待被害事件における冤罪事件が社会問題化し、事実を正確に収集するという側面が焦点化した以降に、面接の名前に、鑑定的という意味のあるフォレンジックという言葉が冠せられた名称⁸となったようである。日本では、司法面接と訳されていることが多いため、本稿でもこれにならって記載する。

イ 司法面接の特徴

ベストプラクティスによれば、様々な司法面接トレーニングプログラムがあるが、主要なトレーニングプログラムを整理、統合すると、司法面接手法 (forensic interviewing models) の特徴として、次のようなことがいえるようである。

共通項として、①できるだけ早い段階で行うべきであること、②録音録画などで記録されるべきこと、③物理的・精神的に安心感がありプライバシーの保たれた CAC (Child Advocacy Center)⁹等で行われていること、④面接者は、正確かつ完全で自発的な情報を子どもから引き出すよう目指し、そして、子どもが最も自主的に多くを話せるような状態にすること、⑤子どもの自由想起された記憶に含まれる情報を最大限得られるような、自由報告などの質問方法をとることである。共通しない事項として、補助ツールの使用の是非や方法がある。

ファクトシートでは、さらに、司法面接手法の共通項として、①ラポール段階 (子どもとの信頼関係を作る)、②実質的な段階 (事件について聴取する)、③クローズ段階 (子どものニーズなどへの対応) を挙げ、共通しない事項として、①Interview structure (司法面接構造)、②面接の導入方法、③真偽の質問の要否、④適切な質問方法を挙げているようである。

司法面接をする面接者は、面接の各段階を高度に構造化した、Interview structure (司法面接構造) と呼ばれる、実施要綱を使用する。この面接の実

施要綱について、本稿では、司法面接構造と記載する。司法面接構造は、台本化されたもの（scripted）、半構造化された（semi-structured）もの、より柔軟で面接者の裁量が大きいもの（flexible）まである。

ウ 司法面接トレーニングプログラム

司法面接を実際に行うにあたっては、面接者が司法面接トレーニングプログラムに基づく研修を受けていることが要求される。

アメリカには、2010年の段階で、the American Professional Society on the Abuse of Children（APSAC）、the CornerHouse Interagency Child Abuse Evaluation and Training Center（コーナーハウス）、the Gundersen National Child Protection Training Center（Child First[®]）、the National Children's Advocacy Center（NCAC）、the National Institute of Child Health and Human Development（NICHD）などをはじめ、多くの司法面接トレーニングプログラムがある。現在はさらに増えているようである。

エ 実践上の司法面接構造

実践にあたっては、面接者は、公開されて検証可能な実践上の司法面接構造を選択し使用する。この実践上の司法面接構造は、実証的研究にもとづき、より正確な情報を、より負担なく聴取できる方法を、各州の実情に合わせて州法や協定等で規定するなどされており、司法面接トレーニングプログラムに基づいて研修を受けた面接者が、規定されたガイドラインに基づき¹⁰、子どもにとって快適で、プライバシーに配慮された、CACで面接を実施する。

司法面接トレーニングプログラムで提供される司法面接構造と、実際に利用される実践上の司法面接構造は異なることがある。実践上の司法面接構造については、検証可能なように公開されている必要はあるものの、各司法面接トレーニングプログラムで提供される司法面接構造を組み合わせていることがある¹¹。もちろん、子どもへの誘導・暗示が行われず、自由報告が引き出されているということは、どの司法面接構造を利用するにあたっても大前提となっている。

オ 小括

このように、「司法面接」は、本来、司法面接構造や司法面接トレーニングプログラムや捜査段階のみが語られるべきものではなく、子どもの権利擁護、子どもの負担軽減、CAC 概念などの観点も含み、初期対応から裁判手続、その後も含んだ切れ目ない支援と合わせて制度構築されるべきものである。

2 日本での司法面接導入の経緯

(1) 司法面接トレーニングプログラムの導入 日本では、代表者聴取等の実施より前から、司法面接トレーニングプログラムが導入され、心理学者の仲真紀子教授¹²が、米国立小児保健発達研究所（National Institute of Child Health and Human Development）において Lamb, M. E.らが開発した NICHD プロトコルを利用して、イギリスの取り組みをベースに研修を開始した。また、内科医の山田不二子医師が設立した NPO 法人¹³がアメリカの取り組みをベースに研修を開始した。

そして、司法面接トレーニングプログラムを用いた面接は、代表者聴取等に先んじて、児童相談所における被害確認面接などで用いられるようになった。しかし、児童相談所で被害確認面接を行っても、児童相談所と捜査機関との連携が十分ではなかったため、同時に捜査が始まることは少なく、捜査が始まったとしても捜査機関としての子どもからの事情聴取が必要だったため、聴取回数を減らすという側面での司法面接の良さを十分に活かせずしていた。

2015 年に、児童相談所での取り組みが前進し、代表者聴取等の取り組みが始まった。児童相談所、警察、検察庁の三機関が協力することにより、三機関連携による子どもの事情聴取内容が原則として¹⁴、捜査機関の資料（捜査記録等）とされるようになった。このことは、子どもを取り巻く環境を大きく変化させ、児童相談所が子どもの開示内容を把握してから捜査機関がその内容を把握するまでのタイムラグが大きく減少した。また、機関連携が進むことにより子どもの負担軽減等についての相互理解が進み、捜査機関においても子どもの権利擁護の観点からの配慮がみられるようになった。

(2) 代表者聴取等と司法面接との関係性 前述した日本における代表者聴取等は、司法面接を参考にして実施されているが、法務省はそれを「司法面接的手法」という名称を用いて説明している。

法務省が、「司法面接」ではなく、あえて「司法面接的手法」¹⁵と用語の整理をしている趣旨は不明であるが、推測するに、代表者聴取等が、「司法面接」そのものではないことや、聴取手法が司法面接手法そのものではないことを意識しているようである。

3 刑事裁判手続きにおける子どもの負担軽減について

子どもが被害事実を話す際に、なるべく負担を軽減し、真相解明に資するよう聴き取りがされるべきことには筆者も異論がなく、現在の代表者聴取等を実施していく流れは推進されていくべきであると考ええる。特に、面接においてオープン質問（Open-ended question）を用い、自由報告（free narratives）を得ることを目指すことや、捜査機関以外とも連携がされることは、非常に重要である。

しかし、今後検討し改善すべき課題も存在する。2021年3月に実施した子どもの性被害への対応に関する実態調査（結果を本稿末尾に添付する。以下「本調査結果」という。）によると、捜査段階においては子どもの負担軽減に向けた代表者聴取等の取り組みが進んでいる一方で、刑事裁判手続きには及んでいないことによる問題点が明らかとなり、回答した弁護士からは、性被害を受けた子どもが加害者に対して刑事処分を求めることの難しさを訴える声があった。

子どもの精神保健や治療的観点から始まった司法面接は、子どもの負担軽減や権利実現のための措置などとして位置づけられるはずのものであり、司法面接の本質的な理解を前提とすれば、捜査段階においてのみ司法面接の考え方を取り入れるのでは不十分であり、公判段階においても子どもの負担軽減や真相解明という司法面接の考え方が取り入れられるべきである。

以下、子どもへの虐待（特に性加害）の刑事手続きにおける問題について、各論点に分けて検討する。

第3 被害者が子どもである場合の刑事手続きの在り方

1 被害者が子どもである場合の特殊性

(1) 子どもの供述特性等として被害日時の特定が難しいこと 一般に、子どもへの虐待（特に性加害）については、密室で行われ被害が長期にわたる傾向がある。そして、長期にわたる虐待（性被害）については、子どもの記憶は一般化・概括化される傾向がある。また、日時の特定については、子どもが「いつ」という概念を習得するまでに時間がかかるという問題もある。

そのため、子どもが記憶のみで、事件の日時を特定することが困難となることが予測される。実際に、本調査結果からは、代表者聴取等で司法面接的手法を用いて子どもに質問をすると、供述だけでは日時が特定できていない可能性が示唆されている¹⁶。

(2) 子どもの供述が唯一の証拠となること 子どもへの性加害は密室で行われるため、当然のことであるが、ごく例外的に何らかの証拠がある場合を除いては、原則として、子どもの供述が唯一の証拠となる。

2 日本の刑事裁判手続きにおける現行法制度や運用面の問題点

(1) 特殊性に対する対応例(アメリカの例) アメリカにおいては、このような子どもの特徴についての理解を前提にして、子どもに対する性加害の事案では、検察官が日時を特定する責任は軽減されており、子どもの供述の信用性確保の観点から必要とされるにとどまっている¹⁷。

また、子どもの供述が唯一の証拠となることは当然の前提とされており、子どもの性被害の事案においては、陪審員に対して、被害者である子どもの供述のみで、有罪を宣告できることを説明することとなっている¹⁸。

(2) 日本における法制度や運用面での問題点 しかし、日本では、被害者が子どもであっても、訴因の特定について大人と同様に扱われており、検察官は、被害日時をできる限り特定する必要がある。そのため、子どもの供述だ

けでは、不起訴となったり、捜査されない傾向がある。

また、日本においても、法律上は、子どもの供述のみで起訴や有罪判決を導けるはずであるが、アメリカのように子どもの供述のみで有罪判決を導けることへの格別の注意もないためか、本調査結果¹⁹でも実務家からの声があるように、実際には客観的証拠がなければ起訴すらされないことが多いのが実情である。

このように、日本においては、刑事裁判手続において、子どもの特徴が十分に理解されておらず対応もされていない結果、子どもへの虐待や性犯罪が十分に処罰されていない可能性がある。

(3)事情聴取が原則1回に限られることの問題点 特に、訴因の特定が要求される現在の刑事訴訟法のもとで、代表者聴取等が原則として1回を目指して運用されていることについては、注意が必要である。

面接を1回とすることは、多くの司法面接研修において、子どもの負担軽減の観点からも、供述の信用性確保の観点からも重要であるとされている。筆者も、なるべく1回（最低限の回数）とすべきことについて異論はない。従来のように、無制限に聴取を行うことは絶対に避けるべきである。

しかし、子ども本人が自発的に話したいという場合に形式的に1回であるべきとして面接をしないことは司法面接の趣旨に合わない。また、前述したファクトシートやベストプラクティスでは、不本意に連れてこられた子ども、年齢が低い子ども、トラウマを負った子どもについては、複数回の面接の必要性や有用性があるという研究に基づき、面接回数を1回に限定していない²⁰。

さらに注意が必要なのは、日本においては、子どもの特徴に基づいた別異の取り扱いがなく、日時の特定が要求される点である。面接者は、日時の特定ができそうな被害を面接中に探し、その点について詳しく聞くこととなり、その結果、1回の面接で子どもが十分に話せなかったり、日時を特定できる被害の話がでてこなかったりすると、起訴がされないことを見越して追加の捜査がされないこともある。

代表者聴取等の対象者の多くは、被虐待児や一時保護をされた児童であることを考えると、上述した研究結果が適応されるべき事案が大多数ではない

かと思料する。最低限の回数を目指しつつも、子どもの状態に応じた、柔軟な運用が求められる。

また、司法面接的手法を取り入れていくにあたっては、大人とは異なる別異の取り扱いが必要であり、訴因の特定を緩和又は撤廃するといった、法改正や運用の変更が必要である。

3 小括

このように、日本においては、子どもの特徴を前提とした司法面接的手法が捜査段階では取り入れられているものの、刑事裁判手続きにおいては子どもの特性や虐待被害者の特性が十分に配慮されておらず、子どもへの虐待や性加害が適切に処罰対象となっていない可能性がある。

刑事裁判手続においても、子どもの特徴を前提に、訴因の特定を緩和又は撤廃するといった、何らかの法改正や運用の変更が検討されるべきである。

第4 代表者聴取等により得られた供述の信用性の議論について

1 問題の所在

司法面接的手法の導入について、実務が先行した結果、代表者聴取等による録音録画媒体が刑事訴訟法 326 条等によって証拠採用された事案²¹や、録音録画媒体そのものではなく供述録取書や報告書等が証拠採用された事案において、個別事案として供述内容の信用性が判断されている。その結果、個別事例において、司法面接の概念を信用性判断にそのまま当てはめてしまい、研究結果とは異なる結論を導く判決文が出される²²などの混乱が生じている。

2 信用性判断に際しての準則としての「司法面接」

(1)信用性判断の準則として司法面接の定義やトレーニングプログラムを使用

することの危険性

代表者聴取等の録音録画についての信用性を語る際に、司法面接の定義等を準則としようとする議論がある。

しかし、「司法面接」そのものの定義は抽象的であり、司法面接研修トレーニングプログラム自体も、各研修実施団体において内容が異なっている。しかも、面接時に採用される実践上の司法面接構造は、各研修実施団体の提供する司法面接構造を組み合わせることが許されている結果、実際には面接時に使用していない可能性がある。

従って、定義そのものや司法面接研修トレーニングプログラム自体を準則とすることは相当ではない。

(2) 司法面接構造に基づく信用性判断(試論)

ア 信用性判断にあたっては、実践上の司法面接構造が基準となるべきこと

筆者個人としては、信用性の議論に司法面接の概念を取り入れるのではなく、司法面接構造が準拠している研究結果に基づくべきではないかとも考えるが、信用性の議論に司法面接の概念を取り入れようとする議論もあるため、司法面接的手法を利用した聴取結果についての信用性判断において司法面接の概念を利用する方法について、試論する。

上述したように、司法面接トレーニングプログラムで提供される司法面接構造は、面接に使用されていない可能性があるため、信用性判断の準則とはならない。そこで、信用性判断において利用すべきは、面接に実際に使用された実践上の司法面接構造となる。

従って、まず、①面接者が、適切な実践上の司法面接構造を選択したことを前提に、選択された実践上の司法面接構造を確定する必要がある。

イ 供述の信用性を肯定する方向に使用する場合

面接者が研修を修了した十分な経験を有する者であること、選択した実践上の司法面接構造等が実践や研究に裏打ちされたものであること、実践上の司法面接構造の内容を遵守したこと等は、面接実施の際の適格要件であると同時に、適切に面接が実施された根拠となり、信用性の肯定方向では使用できる可能性がある。

ウ 供述の信用性を否定する方向に使用する場合

一方で、実践上の司法面接構造を遵守しなかった場合はどうであろうか。

司法面接構造の中には、規定されるにあたって根拠となった研究が、遵守しなければ供述に誤りが入る危険性が生ずるといった研究や実践を根拠にするものだけではなく、子どもの負担軽減を根拠にするもの等もある。

そのため、単に面接者が選択した司法面接構造を遵守しなかったということだけでは足りず、遵守しなかった規定が、③遵守しなければ供述に誤りが入るとする研究を根拠としていた、という場合に、信用性が否定されるという根拠となると思料する。それ以外の、例えば、子どもの負担軽減を根拠とした準則等を遵守しなかったことは、面接者としての適格性に疑義を差しはさむものではあるものの、直ちに供述の信用性を否定することにはならないものと思われる。

エ 実践上の司法面接構造の作成について

代表者聴取等においては、実践上の司法面接構造を確定させないことや、司法面接トレーニングプログラムで提供された司法面接構造を研究の裏打ちなく変更して、面接が実施されることがあるときく。

実践上の司法面接構造については、検証可能なように確定をさせることや、司法面接トレーニングプログラムで提供された司法面接構造を変更する際には、実践や最新の研究に応じて行うべきである。

なお、現在、代表者聴取等において利用した実践上の司法面接構造は、公表されていない場合もあると思われるが、検証可能性の確保のためにも、アメリカやイギリスと同様に、日本においても検証が可能なように公表されるべきである²³。

「実践上の司法面接構造」というのは筆者の表現であることから、純粋な「実施要綱」の部分に限らず、実施条件や子どもへの前提知識なども加味したガイドラインの形で公表することも考えられる。

3 「経験則」や供述の「変遷」の判断について

(1)「経験則」が正しい知識に裏打ちされる必要があること

ア 子どもの性被害について

性犯罪の被害者が、直感に反するような、非合理的な行動をすることがあることへの理解は広がりつつある²⁴。しかし、さらに、子どもへの性被害については、大人の性被害とは別の特徴を有する。

子どもへの性加害は密室でおこる犯罪であり、秘密裡に行われる。そのため、加害者以外に目撃者がいないことが一般的である。もちろん、だからといって、同じ建物内などの加害現場付近に、証人となりうるような人物がいないということを意味するわけではない（Krueger, 2016）。

ところが、近くに大人がいれば被害者が被害を訴えてたはずである、近くの大人が被害に気付かないのはおかしい、などという「経験則」で、子どもが同じ建物内や、場合によっては付近で寝ている大人に助けを求められないことを理由に供述の信用性を否定する裁判例（や不起訴処分）などがある。

これは、子どもへの性被害の発生メカニズムに関する知識が法曹界に届いていないことによる誤った帰結であり、エビデンスに基づかない「経験則」の怖さを物語っている。

こういった子どもの性被害についての諸外国での研究結果や正しい知識などについては、法曹界においても前提とされなければならない。現在、司法面接を学ぶ法曹は増えてきているが、手法だけではなく、子どもが性被害を受ける過程やその後の開示、開示の遅延や非開示のメカニズム²⁵についても習得する必要がある。さらには、信用性の議論についても、性被害に加えて、子ども特有の問題点について、諸外国の研究結果を学ぶ必要もあるように思料する²⁶。

なお、アメリカでは、検察官、裁判官、弁護士に対してトラウマについての注意がされている²⁷が、こういった注意も、独自に学ぶことには限界もあり、統一的に整理され、情報提供されるべきである。

(2)供述の変遷や証拠との整合性 次項で詳述するように、現在の日本の刑事司法手続きでは、信用性の判断について裁判官の裁量が広いため、子どもが証拠と整合しないことを供述したり、複数回の録音録画において異なる供述したりすると、信用性が否定されてしまうおそれがある。

しかし、子どもの記憶においては、複数回の被害が一般化・概括化されているため、こういった供述の変遷や証拠との不整合は、当然に発生するものである。

また、代表者聴取等においては、開示から間もない混乱状態のまま録音録画されている状態で、他人に対して自分の性被害体験を語るため、子どもは強く動揺しており、その動揺が供述内容の変遷につながることもある。（記憶に変容はないのに、供述が変遷することもある。）

こういった事実や現状についても、法曹三者が十分に理解していることが必要である。

第5 司法面接等を利用した子どもの二次被害防止

1 刑事裁判手続において、子どもの負担軽減が必要であること

現行法の下においても、すでに遮蔽措置等の一定の仕組みが導入されているものの、とりわけ子供が被害者となる事件においては、制度面や運用面での更なる配慮が必要であるとの思いを強くしている。

(1)子どもの精神的苦痛や負担感 虐待や性加害を受けた子どもは被害による精神的苦痛に加えて、被害から派生する、おびえ、自責の念や、恥の感情といった精神的苦痛を被っている。それは、加害者が、「宿題を忘れたお前のせいだ」というような虐待行為を帰責されるような言葉や、誰かに言えば「お前のせいで家族が壊れる」といった言葉で子どもを支配するといった、加害行為以外の派生した被害を受けているためでもある。

被害者が被害時の記憶を喚起して、それを言葉にして説明すること自体が二次被害となることは有名であるが、性虐待の被害にあった子どもは、虐待被害児症候群や性虐待順応症候群によって、非虐待親を含む全ての人間に対しても不信感を持っており、法廷で複数の人間に囲まれて供述すること自体が、単なる緊張とは異質な、強い負担を感じる事となる。

(2)供述後の影響が大きいこと 供述後の影響は甚大で、子どもが公判廷で心的外傷を被るという研究報告もある²⁸が、代表者聴取等を受けた場合です

ら、加害者への恐怖心や社会に対する不安感が強まり、フラッシュバック等の症状がでることや、社会生活に支障をきたす子どもがいる。子どもは、成長や発達の過程にあるため、自身の苦痛について言葉で説明できることは少なく、身体症状に出ることが多い。そのため、供述による二次被害による PTSD 症状である等と関連付けられず、症状の原因が突き止められずに、長期にわたって苦しむことも少なくない。

(3)証言の負担軽減が必要であること このように、虐待や性加害をうけた子どもが受けている苦痛には、被害自体によるものに加え、被害から派生して発生する精神的苦痛もある。また、虐待被害児特有の症状によって人間を信頼できないようなこともあり、法廷での証言に対しての子どもたちの負担感は一層大きくなる。なんらの配慮なく法廷で証言をさせれば、心的外傷に加え、子どもたちの生命や人生を左右するほどの影響になる可能性がある。

(4)現行法の配慮では不十分であること 虐待や性犯罪の被害者である子どもの場合、診察や診断がないままに、複雑性 PTSD、解離障害やトラウマ関連症状を有していることが多く、加害者と同じ建物に入ること自体がトラウマ反応や PTSD 症状を引き起こすトリガーであり、遮蔽措置では不十分なものが多い。

子どもへの影響を考慮すると、高年齢であっても、期日外尋問とビデオリンクを併用し、かつ付添を入れる必要がある。尋問時間の制限も必要なこともあると思われる。

低年齢の場合には、このような現行法上の被害者への配慮を行ってもなお、法廷に行けない可能性が非常に高いと思われる。無理に行けば、不可逆的な影響を与える恐れがある。

2 諸外国における法廷での子どもへの配慮

(1)アメリカについて 虐待者が検察官によって起訴された場合については、アメリカ合衆国憲法修正 6 条及び 14 条により、起訴された被告人には、証人と対峙する権利が与えられている。そのため、被害者となる子どもは原則として公開法廷で被告人と「face to face」で会うこととなる。しかし、被害者となる子どもが加害者である被告人と対峙することや公開法廷で証言することについての問題性から、アメリカでも、様々な工夫がされている。子ど

もが恐怖で証言できなくなる場合や、専門家証人 (expert witness) の証言により公判廷での証言が子どもの心的外傷を被る相当の可能性があるとして立証された場合などには、被告人を退出させた部屋で行われる児童の証言録取 (deposition) を記録したビデオテープが証拠として許容される²⁹。また、州によっては、被害者である子どもの法廷外の供述を伝聞例外とする規定 (Ohio R. Evid. 807, ORS40.460) を設ける場合がある。

(2) イギリスの特別措置について イギリスにおいては、司法面接の結果の利用方法は、刑事裁判の供述弱者に対する特別措置³⁰の1つとして位置付けられている。そして、子どもが被害者である場合の刑事裁判手続きにおいては、検察官が申立てをすれば、司法面接の結果が主尋問に代わる証拠となる。法律上要件を満たす場合には、反対尋問及び再主尋問も期日外に録音録画した面接に代えられることもある。また、仮に反対尋問が実施される場合にも、反対尋問の方法や尋問前の配慮についても子どもの特性に応じた配慮がなされている³¹。

3 日本における刑事裁判手続における子どもの負担軽減

(1) 法廷での証言を不要とするための法改正や運用変更等 代表者聴取等については、制度上、子どもの被害開示から、裁判所において被害者として証言するまでに要する期間が、1 か月を切ることはないのが現状と推測される。子どもは、大人と比較して記憶を正確に保持できる期間が短く、また、被害の記憶を忘れようとする機制や、被害がなかったことにしようとする機制 (Summit, 1993) がある。そのため、子どもによっては被害から時間の経過によって、記憶が失われ、法廷で証言する際には記憶が減退しているがゆえに正確に証言できないこともある。

上述したように、アメリカでは裁判所内で事前聴取した録音録画媒体を伝聞例外として利用することが認められ、韓国などでは、19 歳未満の性犯罪の被害者に実施した事情聴取の録音録画媒体について、成立の真正が認められた場合には伝聞例外として認めている。³²

諸外国のこういった取り組みと比較すると、刑事訴訟法の規定する「心身の故障による供述不能」(刑事訴訟法 321 条 1 項 2 号) という要件は厳格とな

っている。子どもの精神的苦痛の甚大さ、子どもの人生に与える影響の大きさからは、日本においても、供述不能要件の緩和といった法改正が検討されるべきである。

また、日本国内でも、NPO などにおいて、中立的に、子どもから話を聞く司法面接の実践がされている。なかには、医師がバックスタッフに入り、面接結果について心理学者等の専門家に依頼して振り返る等の活動も行われている。このような活動を利用した伝聞例外要件の緩和などによる改正もあるものと思料する。

(2) 法廷での証言における負担軽減のための法改正や運用変更等

ア 子どもの利益及び被告人の利益にも資すること

反対尋問権の重要性を考慮すると、防御側に反対尋問の機会を確保できるような制度設計も重要である。

また、子どもが法廷で証言する可能性がある以上、刑事裁判手続によって子どもが心的外傷を負わせるようなことがないよう、証言をする場合の負担軽減の法改正や運用変更も必要である。

イ 法改正や運用変更（試論）

期日外尋問及びビデオリンクなどを利用しやすくすることは非常に重要である。その際に、被告人が子どもの姿を見て声が聞こえるようにビデオでリンクさせるとしても、被告人の姿や声は PTSD のトリガーとなりうるため、子どもに届かないようにするなどの一方方向のビデオとする仕組みを作るとなお、子どもが法廷で証言しやすくなり、被告人の反対尋問の機会が確保しやすいと思われる。

また、主尋問だけでも事前の録音録画で代替すること、子どもに事前に十分な説明をして尋問場所を見せるなどして心の準備をできるようにすること、反対尋問であっても誘導質問を禁ずるなど質問方法を工夫したり子どもの言葉に変更する仲介人をつけたりすること、付添人や付添犬³³など子どもの心的苦痛を減少させる取り組みを使用しやすくすることなども重要である。

法廷での証言の子どもの負担軽減は、被告人の反対尋問権の保障にもつながりうる。子ども及び被告人双方の権利利益を保障する観点からも多種多様

で柔軟な対応ができるよう制度設計されるべきである。

第6 その他の制度的検討について

1 子ども権利擁護の仕組み（CAC モデル）

日本の代表者聴取等は、制度の枠組み上子どもが児童相談所によって一時保護される等、一定期間養育者から分離され、一時保護後に実施されることが多いと推測される。そのような場合、子どもから何らかの支援や十分な事前説明をすることなく話を聞いても、被害開示が妨げられる可能性も否定できない。

このことを前提にすれば、実証的研究の成果を踏まえながら³⁴、より子ども中心の、子どもにとって安心でき、開示のしやすい制度構築が必要である。

諸外国では、多職種が連携し、予防、緊急対応、予後までを切れ目なく支援するシステムが奏功している。日本でも、代表者聴取等の歩をさらに一歩進め、子どもの権利利益の確保及び子どもの権利擁護の観点からは、捜査段階のみならず、刑事裁判手続きにおいても、子どもの供述特性や、虐待や性被害の特殊性に配慮した法改正や運用の変更を迅速に検討する必要がある。

2 子どもの安全確保について

(1) 起訴不起訴以外の安全確保処分 本調査結果でも、子どもの安全確保がされないことを危惧する意見があり、検察官の起訴・不起訴処分等以外に、子どもの安全確保処分を設けてほしいという意見もあった³⁵。

被害の存在自体の証拠はあるが、何らかの理由で不起訴や無罪となる場合においても、被害者の安全確保のための措置がとられる必要がある。捜査はされていたが不起訴になった場合に、警察官から加害者に対して接近を禁ずる警告などの措置をとれるような制度など、代表者聴取の結果が子どもの安全確保のために有効利用されるのであれば、子どももより安心して代表者聴取等において供述することが期待できる。

(2) 刑事手続き以外での安全確保手段について 刑事事件化していない事案や、加害者が口止めやグルーミング（加害に先立って、被害者を手懐ける）

目的で接近しているなどの事案において、児童相談所が関与している場合には、都道府県知事等による接近禁止命令の対象を拡大することが考えられる。現行法は虐待を行った保護者のみを対象としているが、この制度を第三者にも拡大することを検討する必要がある。

また、児童相談所の関与がない場合には、配偶者暴力等に関する保護命令制度³⁶を拡張するなどの制度設計が考えられる。子どもの安心安全のための制度も併せて議論されるべきところである。

3 子どもの自由な意思決定の確保について

代表者聴取等のうち、協同面接が行われる事例については、児童相談所が関与していることが前提となっている。児童相談所が関与する子どもの性被害というのは、多くは加害者が、保護者や保護者の身近な人間であることが多い。その結果、子どもが被害申告をするにあたり、親権者がそれに反対して妨害することもある³⁷。

子どもが親権者からの影響を受けずに、自由に意思決定できるよう、特別代理人のような被害者代理人を子どもにつける制度や親権行使の制限など、子どもの意思決定権の確保についても検討される必要がある。

4 裁判所全体における子どもの負担軽減

本来、子どもへの配慮は刑事裁判のみにとどまるべきものではなく、民事裁判、家事手続においても、子どもが証言する際の負担軽減方法を包括的かつ明示的に規定されるべきである。

特に、裁判手続におけるトラウマ体験を有する子どもの支援ないし保護は、上述したように諸外国でも整備されつつあると聞いており、全ての司法手続きにおいて、速やかな検討と実践が必要なところではないかと思料する。

第7 総括

現在、捜査段階においては、司法面接の手法の導入により、子どもの供述

特性や、虐待（特に性的虐待）の特殊性への理解や配慮の歩みが進んできている。

一方で、未だ、日本においては、性被害を受けた子どもは、子どもが加害者の処罰を求めて代表者聴取等で被害を訴えても、証拠がなく、日時も特定できず、刑事手続きが進まないことが多い。各実務家たちが工夫をして、訴因の幅などで対応しているが、これでは原則と例外が逆転している。また、刑事司法手続きでの二次被害の防止のための措置が十分にされていないため、二次被害を恐れて処罰を求める訴えを取り下げる子どもも少なくない。

このような状況は、実体法によって具体化された、子どもが加害者の処罰を求める利益が制限されているとも評価されかねず、また、複数回長期間にわたって被害にあった子どものみ、捜査や起訴されない傾向があれば、平等権も侵害されているとも、評価されうる。その意味では、日本の刑事司法制度において、子どもの権利利益が十分に尊重されていないともいえる。

日本でも、代表者聴取等の歩をさらに一歩進め、子どもの権利利益の確保及び子どもの権利擁護の観点から、捜査段階からさらに刑事裁判手続きにまで拡大して、子どもの供述特性や、虐待（特に性的虐待）の特殊性に配慮した司法面接の周辺制度の導入を迅速に検討する必要がある。大人が一丸となってこの議論をしなければならず、対応は急務である。

¹ 視察は、後述する山田不二子医師が主催した。報告書については、次の URL から確認されたい。https://cfj.childfirst.or.jp/wp-content/uploads/2016/11/portland_Inspection.pdf。

² 2015 年に特定非営利活動法人チャイルドファーストジャパンの研修を受講し修了した。仲真紀子教授による NICHHD を用いた研修については、受講者としても、共同主催者としても、多数回受講している。

³ 協同面接とは、「子どもの心理的負担の一層の軽減及び子どもから聞き取る話の内容の信用性確保のため、児童相談所、警察及び検察（以下「3機関」という。）が連携を強化し、個別事例に応じて、3機関を代表した者 1 名による面接」をいう（平成 27 年 10 月 28 日雇児総発 1028 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）。

代表者聴取とは、「児童の負担軽減及び児童の供述の信用性確保の観点から、」検察庁が「警察又は児童相談所から情報提供を受け、警察及び児童相談所の担当者と

協議を行って対応方針を検討し、三機関のうちの代表者が児童から聴取する取組」である。(最高検刑第 103 号)

⁴ 2015 年(平成 27 年)10 月 28 日付け、厚生労働省、最高検察庁、警察庁の通知に基づいて行われている。

⁵ U.S. Department of Health and Human Services Administration for Children(DHHS), Families Administration on Children, Youth and Families Children's Bureau, Forensic Interviewing: A Primer for Child Welfare Professionals,2017

available at <https://www.childwelfare.gov/pubPDFs/forensicinterviewing.pdf>

⁶ “A forensic interview of a child is a developmentally sensitive and legally sound method of gathering factual information regarding allegations of abuse or exposure to violence. This interview is conducted by a competently trained, neutral professional utilizing research and practice-informed techniques as part of a larger investigative process.”

⁷ Chris Newlin et al., Child Forensic Interviewing: Best Practices, US Department Of Justice,2015

available at <http://www.nationalcac.org/wp-content/uploads/2016/07/Child-Forensic-Interviewing-Best-Practices.pdf>

⁸ 前掲注 7 Newlin et al., 2015,3

⁹ 1980 年代から全米に広がった、子ども権利擁護センター。詳しくは、米国子ども権利擁護センターのホームページを参照されたい。(http://www.nationalcac.org/)

¹⁰ 例えば、オレゴン州でのインタビューガイドライン(第 4 版,2018)は、インターネット上で公開されている (<https://www.doj.state.or.us/wp-content/uploads/2018/03/OIG-2018-final-1.pdf>)。

¹¹ Rick Scott et al., "CHILD FORENSIC INTERVIEW PROTOCOL TASK FORCE REPORT", Florida Department Of Health, 2018, 7, Appendix B (http://www.floridahealth.gov/programs-and-services/childrens-health/forensic-interview-taskforce/_documents/ChildForensicInterviewProtocolTaskForcefinalreport.pdf)

¹² 仲教授はイギリスの NICHD (The National Institute of Child Health and Human Development) を元にした「NICHD プロトコルの最小限の手続き」を提供している。

¹³ 山田不二子医師は、特定非営利活動法人チャイルドファーストジャパンの代表理事であり、アメリカのチャイルドファーストから著作権を得ている。

¹⁴ 児童相談所が録音録画をして、警察検察が録音録画をしていない場合については、端緒として利用されても捜査記録とはならない。

¹⁵ 法務省性犯罪に関する刑事法検討会資料 53 「代表者聴取の取組の実情」(<http://www.moj.go.jp/content/001331469.pdf>)

¹⁶ 本調査結果,9 頁

¹⁷ Mark Krueger, Forensic Interviewing and Charging: A Prosecutor's

Perspective, Kindle,2136-2137, in, Forensic Interviews Regarding Child Sexual Abuse, O' Donohue, William T., Fanetti, Matthew (Eds.),2016,.

¹⁸ 前掲注 17, Krueger, 2016,1818-1820.

¹⁹ 本調査結果,10 頁

²⁰ 前掲注 7 Newlin et al.,2015,11, 前掲注 5 DHHS,2017,5

²¹ 刑事訴訟法 321 条 1 項前段や後段で証拠採用された事例も報告されている。(前掲注 15「資料 53」34 頁 (<http://www.moj.go.jp/content/001331358.pdf>))

²² 高松地判平成 31 年 4 月 17 日は, 2 回行われた検察官の実施した司法面接的手法を用いた被害者の聴取について,「司法面接的な手法を用いる…聴取は,」「初期に,かつ原則として 1 回で行うべき」であり,被害発覚から 3 週間程度しか経過しておらず,「第 2 回面接を実施することになった理由も明らかではない」として,傍論ではあるが信用性排除の理由とした。これは,適式な司法面接であれば 2 回行っても正確性に差異がないとする実験報告(「司法面接の繰り返しが面接者の質問および目撃報告に及ぼす効果—NICHHD ガイドラインを用いて」井上愛弓・仲真紀子,2012)に反する。

²³ NICHHD については仲真紀子教授が作成した日本語版を含めて公表されている(<http://nichdprotocol.com/the-nichd-protocol/>)。

²⁴ 強制性交等罪における「被害者供述の信用性」遠藤邦彦「刑事事実認定重要判決 50 選」第 3 版,上巻,466 頁-467 頁(東京,2020)

²⁵ 性虐待順応症候群は,開示が遅れたり,開示をしても一貫性がなかったり,説得力がなかったり,開示した後にその被害はなかったのだと撤回するという特徴がある。(Summit.R,The child sexual abuse accommodation syndrome,1993)

²⁶ NPO 法人神奈川子ども支援センターつなぐにおいては,このような観点から,捜査手続きや司法手続きを各専門家が研修することに加えて,医師,児童福祉司,心理士,子どもの権利擁護に関する弁護士,などからの研修を加えた研修を行っている。

²⁷ Olga Trujillo, JD & Patricia Moen, Enhancing, Legal Advocacy through a Trauma-Informed Approach,2019

²⁸ Fulcher, G. Litigation-induced Trauma Sensitisation (LITS) -- A Potential Negative Outcome of the Process of Litigation. Psychiatry, Psychology and Law, 11(1), 79-86,2004

available at <https://doi.org/10.1375/1321871041335975>

²⁹ 法務省性犯罪に関する刑事法検討会第 7 回会議「資料 56」2 頁

(<http://www.moj.go.jp/content/001331357.pdf>)

³⁰ 仲真紀子(2021).子どもの話を聴くための手法と実践例～司法面接の技法をいかして. 第 6 回 司法面接と特別措置, 30, 150 頁-155 頁.

³¹ 法務省性犯罪に関する刑事法検討会第 7 回会議「資料 57」3 頁

(<http://www.moj.go.jp/content/001331358.pdf>)

³² 前掲注 15「資料 56」10 頁

³³ Rick Scott et al., *supra* note 11, p. 22.

³⁴ 仲真紀子(2017).実務における司法面接の課題：非開示にどう取り組むか. 心理学評論, 60((4),404 頁・418 頁.

³⁵ 本調査報告書, 9 頁

³⁶ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）

³⁷ 本調査報告書,10 頁

子どもの性被害への対応に関する
実態調査

2021 年 3 月 22 日

弁護士 飛 田 桂

まえがき

本調査報告書は、性的虐待、性的被害を受けたとされる子どもに関わる実務家、実践家を対象に、子どもがどのような体験を、どのように報告し、その結果どのような対応がとられているかを調査したものです。途中経過の報告書ですが、性的虐待、性的被害の特殊性を知り、よりよい対応を目指す上で重要な情報となりますことを信じております。子ども達の現状に則した法改正のための議論に役立てていただければ幸いです。

2021年3月22日

弁護士 飛 田 桂

目次

まえがき

1. はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・	4
2. 調査の方法・・・・・・・・・・・・・・	4
3. 結果	
3-1. 被害の実情・・・・・・・・・・	6
3-2. 被害への対応・・・・・・・・・・	8
3-3. 子どもの供述特性・・・・・・・・	9
3-4. 法的対応・・・・・・・・・・	10
3-5. 実務家の声・・・・・・・・・・	10
4. 考察と提言・・・・・・・・・・・・・・	11
参考文献・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13

1. はじめに

性的虐待、性的被害を受けたとされる子どもが、どのような被害をどのように報告し、どのような対応を受けるのか、については、省庁等の調査のみならず、様々な観点からの調査が必要である。本調査では、性的虐待、性的被害の被害者代理人弁護士など、子どもの性被害に特化した実務者を対象とし、令和3年3月に実態調査を行った。

調査内容は、被害者が、いつ、どのくらいの期間、誰によってどのような被害を受けているのか、その被害報告はどのような特徴をもち、司法手続きにおいてどのように用いられたか、であった。特に、頻回に被害を受けている虐待事案では、記憶が一般化・概括化され、個別の出来事の特定や日時の特定制が困難になるとされる。日時の特定は刑事事件の要であるとされ、繰り返される被害を受ける子どもにとって不利となる可能性がある。この点についても調査を行った。

なお、本調査は継続的に実施中であり、本書はその中間報告である¹。

2. 調査の方法

以下の手続きで調査を実施した。

調査票：実務家、研究者が質問項目を策定し、以下の項目について調査を行うこととした。下線部は、本書で報告する内容である。

- 被害の実情：被害対応時の①被害者の年齢、性別、②加害者の属性、被害回数、③被害期間
- 被害への対応：関与した機関、最初の開示日時、開示相手、開示内容、④被害確認面接・協同面接の日時、質問者の属性、バックスタッフの有無と属性

- 供述特性：⑤自由報告で日時が特定できたか、特定が可能であった理由
- 証拠との関連性：証拠の有無や内容、告発状や被害届の有無と日時、その内容
- 法的対応：逮捕の有無や日時、起訴等処分の有無や日時、起訴罪名、公判の日時、公判廷での証言の有無や日時、判決内容、開示内容と起訴内容の変化、正式起訴で行為態様が落ちたもの、⑥最終処分、状態の理由

調査回答者²：日常的に協同面接、三機関連携による代表者聴取、司法面接の対象となる子どもを支援している実務者である。

調査回答者が言及した事案における被害者数：35名（女子34名、男子1名、年齢3歳～19歳）。

調査期間：令和3年3月（継続中）

調査方法：回答者から個別にメールや電話などで回答を得た。調査ならびに情報の扱いについては、公益社団法人日本心理学会 倫理規程に準じ、個人情報に配慮し実施した。

実施体制：筆者が起案し、分析は筆者と事務局（林英奈及び新井香奈）とで行った。

3. 結果

簡潔性を重視し、ここでは調査項目のうち、以下の項目に絞って結果を述べる。

- 被害の実情：①被害者の年齢、②加害者の属性、③被害期間
- 被害への対応：④面接の実施状況

- 供述特性：⑤自由報告で日時が特定できたか
- 法的対応：⑥最終処分

3-1. 被害の実情

① 最終年齢（対応時の年齢）

被害の訴えのあった年齢を図1に示す。3歳～19歳まで範囲は広いが、学童期後半，中学生，高校生の期間が多いことが特徴的である。

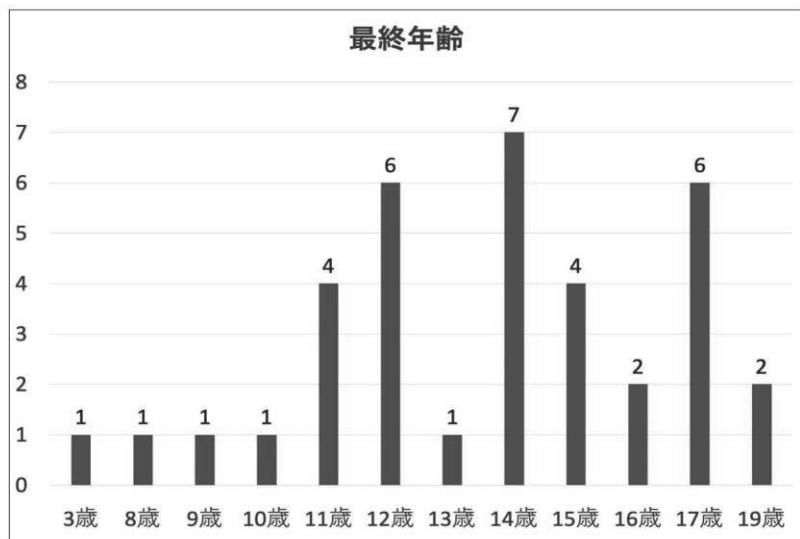


図1：被害を訴えた子どもの年齢（最終年齢） 注：数字は人数を表す

② 加害者の属性

加害者の属性を図2に示す。第三者以外はすべて関係性のある人物である。特に実父，養父・継父，家族の交際相手，きょうだい，祖父等，家庭での生活をともにする人が大半を占める。

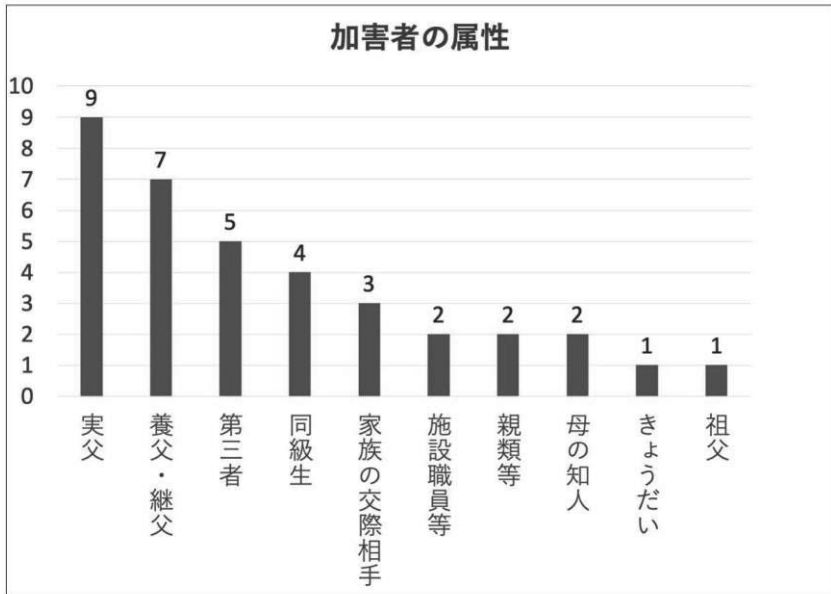


図 2：加害をしたとされる人の属性 注：数字は人数を表す

③ 被害の期間

被害を受けたとされる期間を図 3 に示す。単発の被害もあるが、3/4 は長期（2 年以上）にわたり継続していたことが伺われる。先行研究においても、数年にわたることが示されており、本研究においても 7 年間も続いていたとされる事案が 3 件あった。

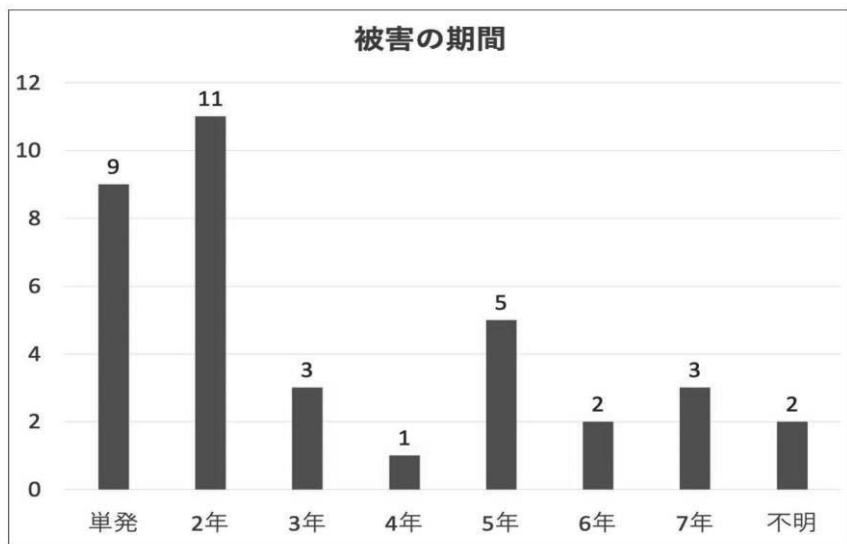


図3：被害を受けたとされる期間 注：数字は人数を表す

開示までに時間を要していること、身近な加害者による被害が頻回に行われていることが示唆される。被害と気づきづらい類型であり、また、報告しようか否かと迷う期間が持続し、その結果、被害が繰り返され、報告が遅れる可能性がある。

3-2. 被害への対応

④ 面接の実施状況

図4に示されるように、36件（うち2件は同一被害者）のうち、開示のみが2件、通常捜査が4件、NPOによる司法面接が2件、被害者代理人弁護士による司法面接手法を用いた聴き取りが1件、不明が1件であった。残りの、26件は協同面接（捜査機関と児童相談所の連携による代表者聴取）が実施されていた³。

3-3 で見る略式請求を含む起訴をされた 17 件のうち、警察の通常捜査 1 件を除いた 16 件が協同面接（捜査機関と児童相談所の連携による代表者聴取）実施によるものであった。

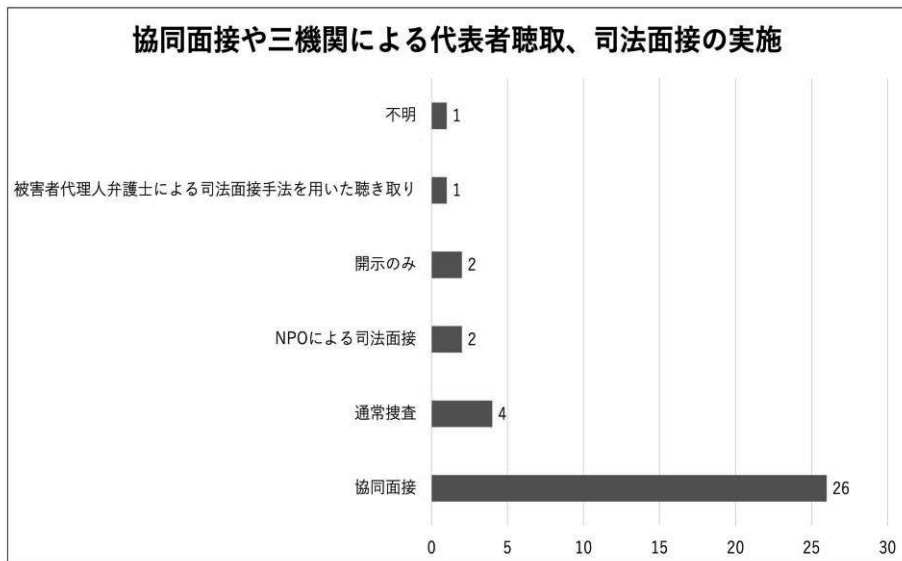


図 4：面接の実施状況 注：数字は事件数を表す

3-3. 子どもの供述特性

⑤日時の特定制と特定制が可能であった理由

立件・起訴において重要とされる日時の特定制と、特定制が可能であった理由を図5に示す。頻回な被害や長期化した被害では特定制困難であり、日時の特定制には特徴的な出来事、物的な証拠などが必要であることが示唆される。

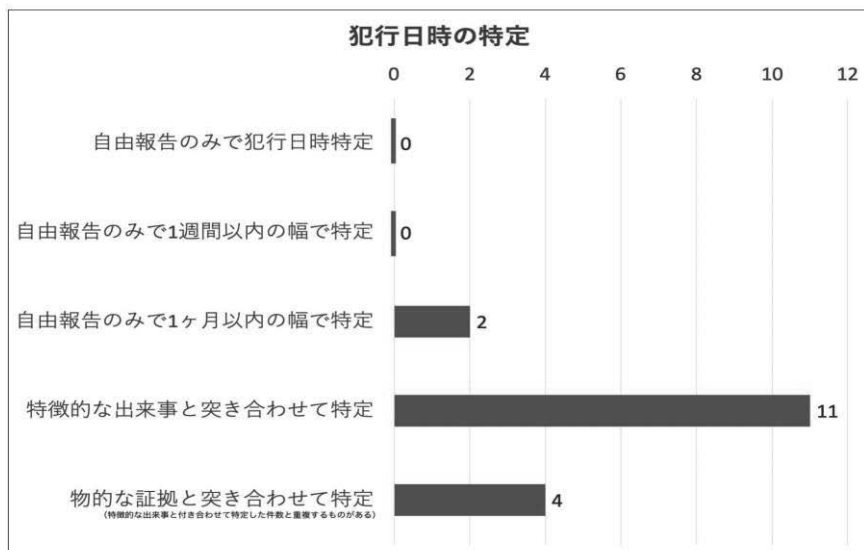


図5：日時の特定制と特定制が可能であった理由 注：数字は事件数を表す

※被害数36件のうち、面接自体が成功していないケース、子どもが話した内容が不明の3ケースを除いて、有効総数を33件とした。

※自由報告以外の証拠と突き合わせて、日時まで特定制できたものは3件（うち2件は単発事件、1件は継続的なもののうち特徴的な行事の日の分だけが特定制できその日時の犯行のみ起訴された）、数日の幅まで

特定できたものが2件、数週間の幅まで特定できたものが2件あった。

※ 起訴のうち1件のみが通常捜査によるもので、残り15件は協同面接が行われた。

3-4. 法的対応

⑥最終処分

図6に、法的な最終処分について示す。本調査で対象とした事案では、半数以上が法的対応の対象となった⁴。「その他」とされた事案のなかには、被害があったとされたものの、日時の特定ができない等の理由で法的対応がなされなかった事案もある。

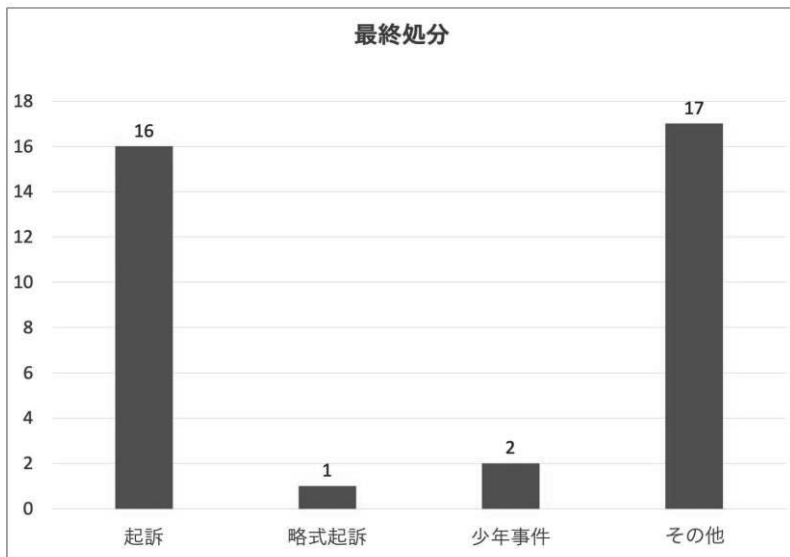


図6：最終処分 注：数字は事件数を表す

3-5. 実務家の声

本調査では、回答者からの自由回答欄に、実務における思いを記述していただいた。その内容は主に4つに分類される。第1は、子どもの安全確保、第2は協同面接が行われない、第3は起訴されない、第4は法廷手続きの問題であった。

① 子どもの安全確保

- 被害児童の安全確保のための手段がない。
- 起訴か不起訴か以外に、子どもの場合は安全措置のような処分を新設して警察が加害者に接近禁止の警告を入れるなどする処分が必要
- 親権者と被害児童の意向が対立することがある。

② 協同面接が行われない、不適切な聴取が行われる

- 協同面接にすべきと思われるもので申入れをしてもしてもらえなかった。
- 弁護士が民事訴訟の陳述書を作成するように聴き取りをして被害者に二次被害があった。
- 協同面接や三機関代表者聴取の記録が子どもに開示されないため、子どもの被害者代理人が再度聴き取りをしなくてはならない構造となっている。子どものケア、民事家事事件、検察審査会に利用できない。

③ 起訴がなされない

- 通常密室で子どもの供述しか証拠がない。しかし、物証がないと起訴されないことが多い。
- （起訴された事案だが）当初は検察官から物証がないと起訴は難しいと言われていた。その後、捜査で物証が出て起訴された。

④ 法廷手続き（反対尋問）

- 法改正されても反対尋問があるので子どもの負担感はあまり減らない。
- 裁判での尋問があまりに子どもに負担である。反対尋問で圧迫的に子どもに尋問すること，迂遠な尋問を長く行う事など。裁判所もそれを問題視しない。

4. 考察と提言

36 事案の分析（3-1～3-4）から、身近な加害者による被害が頻回に行われていること、被害者である子どもが開示・報告するまでに時間がかかり、その結果、被害が繰り返され、報告が遅れる可能性があることが確認された。また、頻回な被害や長期化した被害では犯行日時等の特定が困難であり、日時の特定には特徴的な出来事、物的な証拠などが必要であることも示唆された。

記憶の一般化・概括化が生じ、特定の出来事の日時を記憶に残したり思い出して報告することが困難であるとするならば、①日時の特定を急ぐあまり誘導してしまうことのないように留意する、②特定しにくい日時に関わる情報を確保するために、初期の積極的な調査を重んじる、③虐待行為が繰り返されている可能性がある場合、1分、1時間、1日というような短い単位のみならず、長い期間を単位として特定する可能性についても検討する、といったことが有用であるかもしれない。今後、こういったことがらについても議論が広がることが望まれる。

さらに、回答者の自由記述（3-5）からは、①子どもの安全確保、②協同面接が行われない・不適切な聴取が行われる、③起訴がなされない、④法廷手続き（反対尋問）などの問題が指摘された。これらの問題については、以下のような検討が必要であろう。

- ① 子どもの安全確保：親と子どもで意向と異なる、事件化は困難である、といった事案でも、子どもの安全確保は最優先すべき課題である。本調査からも示唆されるように、子どもは安心感がなければ被害を開示できない。協同面接に至るまでの心理的支援の充実や、事案によっては、接近禁止命令などを含めた安心・安全確保のための対応の検討が必要である。
- ② 協同面接の実施：協同面接では司法と福祉が連携する。これは、事件化される場合も（刑事司法）、そうでない場合も（福祉）、子どもを中心と

した対応ができるようにするためである。協同面接を行わないことで、福祉・司法の対応が遅れたり、不適切な面接が行われることのないよう配慮が必要である。

- ③ 起訴されない：証拠がそろわなければ起訴がなされないのは当然のことである。しかし、例えば、日時の特정이難しい、記憶が概括化されているなどの理由で十分な捜査が行われず、起訴もなされないということがあれば、子どもの安全を確保することは難しい。積極的な対応が求められるとともに、司法手続きについては子どもに十分に説明し、起訴できない理由なども、負担がないかたちで（例えば、子どもがうまく説明できなかったから起訴ができない、ということではない等）説明がなされる必要がある。
- ④ 法廷手続き（反対尋問）：日本の法制度では、証言するまでに半年、1年とかかるケースも少なくない。年齢や被害内容によっては、あるいは記憶が失われ、証言の意味も理解できない子どもにおいては、従来型の反対尋問の意義は限定的であるかもしれない。被告人の権利を維持しつつ、中立性を有する質問者による尋問や期日外の録音録画による尋問、あるいは子どもの証人の代わりに聴取者に尋問を行なう等の工夫についても検討が必要であろう。

供述弱者が受けたとされる被害につき、安心して、主体的に、話すことができるということは、すべての当事者にとり有意義なことだと思われる。本調査が供述弱者への対応に関する議論の一助となれば幸いである。

参考文献

- Barclay, C. R., & Wellman, H. M. (1986). Accuracies and inaccuracies in autobiographical memories. *Journal of Memory and Language*, 25, 93-103.
- Hershkowitz, I., Orbach, Y., Lamb, M. E., Sterberg, K. J., and Horowitz, D. (2006). Dynamics of forensic interviews with suspected abuse victims who do not disclose abuse. *Child Abuse & Neglect*, 30, 753-769
- 伊東かほり・武井明（2008）．性的虐待を受けた女子 10 例の臨床的検討．*児童青年精神医学とその近接領域*, 49, 14-24.
- Price, H. L., Connolly, D. A., & Gordon, H. M. (2016). Children who experienced a repeated event only appear less accurate in a second interview than those who experienced a unique event. *Law and Human Behavior*, 40(4), 362-373.

¹ 本書の作成にあたり，仲真紀子氏（立命館大学総合心理学部教授，北海道大学名誉教授）よりご指導をいただいた。深甚の感謝を申し上げたい。

² 子どもたちのため，とご協力いただいた皆様に，深甚の感謝を申し上げたい。

³ 回答者が，重要な事件という観点から，協同面接等を経たものを優先的・選択的に回答した可能性はある。

⁴ アンケートの回答者は，日ごろから，協同面接や三機関連携による代表者聴取，司法面接（以下，「協同面接等」とまとめて記載することがある。）の対象となる子どもを支援している実務者である。そのため，より多数を占めると思われる，児童相談所や捜査機関等が関与していない被害者のケースに比較して，協同面接等の実施率や起訴率が高い可能性がある。